#### 雇用均等分科会における主な意見

#### 1 介護離職を防止し、仕事と介護の両立を可能とする制度の整備について

	労側委員	使側委員	公益委員
全	・介護休業や短時間勤務制度等は今まで施	・法律は全事業主が対象となるので、企業	・介護の制度の全体像として、①急性期対
般	設に入所するまでの緊急対応に使われてき	規模に関わらず遵守できる内容とするべ	応、②日常対応の2つがあり、現行は①は
	たが、介護保険制度と車の両輪であること	きだ。法律を上回る部分ついては、労使自	介護休業及び選択的措置義務、②が介護休
	から、現在施設介護から在宅介護の流れに	治に委ねればよい。	暇という考え方で整理されている。現在9
	なっていることを踏まえて検討するべきで		3日の期間の中で休業と選択的措置義務
	ある。	・煩雑な制度だと労働者が利用しづらく、	が一緒なのが使いづらい。日常的に対応す
		事業主も管理がむずかしいので、管理のし	るためには、働き方を調整しながら介護に
	・制度の利用率がおしなべて低いことをふ	やすさと労働者のニーズの二つのバラン	対応できる制度が重要である。今は介護休
	まえ、より柔軟な制度にすべき。	スを考えるべきである。	暇のみであり、選択的措置義務とどう組み
			合わせることができるかを検討すること
	・諸外国の制度も参考になるものであり、	・中小企業でも、仕事と介護の両立に柔軟	が必要。
	また、ILO 条約等にも定められた労働者の	に対応している。一方で、法律は最低限の	
	権利の確保を図りつつ、国際的にも遜色な	基準であることが必要。	・今の法の仕組みは介護保険ができる前に
	い制度にしていく必要がある。		できた法律なので家族が介護することが
			色濃く出ているが、現在サービスの整備が
	・国家公務員の介護休暇・短期介護休暇制	・介護休業、介護休暇などについて、制度	進んだ中で抜本的な改革が必要。休業は長
	度は民間より柔軟で、拡充されている。今	が複雑になると、労務管理の負担が懸念さ	期的にまとまって休むもの、休暇と柔軟な
	後の議論の参考とすべき。	れることへの配慮が必要。	働き方はスポット的ニーズ。

- ・多様な制度の選択肢が必要であり、それ を組み合わせてできるようにすべき。
- ・介護施設の拡充によって介護離職を防ぐ ことも重要だが、施設に入る前に両立でき ずに離職することがないようにすることも 重要。日常的な介護のニーズを満たすこと│・中小企業は経営者と労働者との距離が近 も今回の法の見直しに求められている。今│いため柔軟に対応しているケースが多い。 回見直す制度の水準が全ての労働者の離職|制度として細かく決め過ぎると、労務管理 を防止するものであることを忘れてはなら ない。
- は妥当と思う。緊急対応以外や体制構築な どのニーズに対応する制度として論議を深 めていくべき。
- ・使用者側は柔軟な対応と言うが、法律がしいた割合が高い。介護の全てを労働者が行 あった上で労働者は使えていないのが現│うのではなくて、介護保険などのサービス 状。労働組合の組織率が低い中で、労使は一を利用しながら、休まずに両立することが どれだけ職場で話し合いができるのかが重 要な問題。制度があっても活用できないと 労働者から相談の声が上がっている。法律│・中小企業の立場から、介護は重要かつ深

- ・中抜けなどの時間管理について、繁雑な 作業は中小企業は対応できない。法で決ま ったことを実態として守れないというこ とがないように、中小企業への配慮が必
- が難しくなるだけでなく、介護休業、休暇 を取得しした者の人員補充などにおいて、 部署やグループ内でのチームプレーがう 事務局提示の各制度の位置付けについて | まくいかなくなることが懸念される。企業 の運用に委ねる範囲が広い方が良い。
  - ・介護で離職した人は、介護をしながら就 業継続している人よりも、自分で介護して 重要。

あるので、しっかりと法律ができた上で労 | 柔軟に対応している。従って法律では最低 使が話し合いできるような制度となっては 基準を定めることとし、休業期間をはじめ しい。

・調査で介護する人は離職しているという | 肝要ではないか。 データもあったが、状況が大きく変化する ようなことがあれば、継続就業したいとい・すべての事業主に関わるので、労使が話 う気持ちがあっても、介護せざるを得ない│し合いながら柔軟な対応をしているのが という状況が間に発生する。そういう人た「現状である。最低限の基準の中で制度を柔 ちを救えるような制度にしたい。

は最低限ではなく、権利を保障するもので│刻な問題と認識しており、実情に合わせて とする支援制度については現行の枠組み の中で、労使間で柔軟に協議できることが

> 軟に絡ませながら柔軟に対応する方が使 用者だけでなく労働者にとっても良いは ず。

性 業制度の位置 緊急的ニーズだけではなく、介護期間中や 介護終了時に利用できることが望ましい。 が複雑になると、労務管理の負担が懸念さ た、②日常対応の2つがあり、現行は 介護体業及び選択的措置義務、②が介 暇。現在93日の期間の中で体業と選措置義務が一緒なのが使いづらい。働 を調整しながら介護に対応できる制力 重要である。今は介護体暇のみであり、択的措置義務とどう組み合わせることが必要。【再掲】 ・位置付けはこれでいいかもしれないが、ニーズに対応できるようきめ細やかな制度にする 複雑になると、労務管理の負担が懸念される ことへの配慮が必要。【再掲】 ・介護の制度の全体像として、①急性 な 後性になると、労務管理の負担が懸念される ことへの配慮が必要。【再掲】 ・ 小護体業及び選択的措置義務、②が介 暇。現在93日の期間の中で体業と選が作業は中小企業は対応できない。法で決まったことを実態として守れないということがないように、中小企業への配慮が必 択的措置義務とどう組み合わせることが必要。【再掲】 ・ 中抜けなどの時間管理について、繁雑な 作業は中小企業は対応できない。法で決まったことを実態として守れないということがないように、中小企業への配慮が必 択的措置義務とどう組み合わせることがないように、中小企業への配慮が必要。 「再掲】 ・					
事 づけについて か護終了時に利用できることが望ましい。 れることへの配慮が必要。【再掲】	1	(1)介護休	・まとまった休みのニーズは介護開始時の	・介護休業、介護休暇などについて、制度	・介護の制度の全体像として、①急性期対
世	仕	業制度の位置	緊急的ニーズだけではなく、介護期間中や	が複雑になると、労務管理の負担が懸念さ	応、②日常対応の2つがあり、現行は①は
	事	づけについて	介護終了時に利用できることが望ましい。	れることへの配慮が必要。【再掲】	介護休業及び選択的措置義務、②が介護休
では、	ح				暇。現在93日の期間の中で休業と選択的
<ul> <li>面</li></ul>	介				措置義務が一緒なのが使いづらい。働き方
大のできるかを検討することが必要。【再技	護				を調整しながら介護に対応できる制度が
立 支 (2)介護休暇 ・位置付けはこれでいいかもしれないが、ニー 大意休業、介護休暇などについて、制度が 複雑になると、労務管理の負担が懸念される にとへの配慮が必要。【再掲 できるかを検討することが必要。【再掲 がたできるようきめ細やかな制度にする できるかを検討することが必要。【再掲 で	の				重要である。今は介護休暇のみであり、選
文	両				択的措置義務とどう組み合わせることが
援制度の位置付けていてできるようきめ細やかな制度にするできると、労務管理の負担が懸念されるできるようきの細やかな制度にするできると、労務管理の負担が懸念されるできると、労務管理の負担が懸念されるできると、労務管理の負担が懸念されるで、②日常対応の2つがあり、現行はのでは、現在93日の期間の中で休業と選択の発生の時間管理について、繁雑ないで、事業をは、では、対応できる制度では、対応できる対象をは、対応できる制度では、対応できる制度では、対応できる対象をは、対応できるは、対応できる対象をは、対象をは、対象をは、対象をは、対象をは、対象をは、対象をは、対象をは、	立				できるかを検討することが必要。【再掲】
制 けについて できである。 ことへの配慮が必要。【再掲】 介護休業及び選択的措置義務、②が介護の での では、	支	(2)介護休暇	・位置付けはこれでいいかもしれないが、ニー	・介護休業、介護休暇などについて、制度が	・介護の制度の全体像として、①急性期対
度 の ・中抜けなどの時間管理について、繁雑な 措置義務が一緒なのが使いづらい。働 作業は中小企業は対応できない。法で決ま を調整しながら介護に対応できる制力 である。今は介護休暇のみであり とがないように、中小企業への配慮が必 択的措置義務とどう組み合わせることを	援	制度の位置付	ズに対応できるようきめ細やかな制度にする	複雑になると、労務管理の負担が懸念される	応、②日常対応の2つがあり、現行は①は
の ・中抜けなどの時間管理について、繁雑な 措置義務が一緒なのが使いづらい。働 作業は中小企業は対応できない。法で決ま を調整しながら介護に対応できる制力 ったことを実態として守れないというこ 重要である。今は介護休暇のみであり とがないように、中小企業への配慮が必 択的措置義務とどう組み合わせること	制	けについて	べきである。	ことへの配慮が必要。【再掲】	介護休業及び選択的措置義務、②が介護休
全 作業は中小企業は対応できない。法で決ま を調整しながら介護に対応できる制力 である。今は介護体暇のみであり とがないように、中小企業への配慮が必 択的措置義務とどう組み合わせること	度				暇。現在93日の期間の中で休業と選択的
体 ったことを実態として守れないというこ 重要である。今は介護休暇のみであり とがないように、中小企業への配慮が必 択的措置義務とどう組み合わせること	の			・中抜けなどの時間管理について、繁雑な	措置義務が一緒なのが使いづらい。働き方
像とがないように、中小企業への配慮が必択的措置義務とどう組み合わせること	全			作業は中小企業は対応できない。法で決ま	を調整しながら介護に対応できる制度が
	体			ったことを実態として守れないというこ	重要である。今は介護休暇のみであり、選
要。【再掲】 できるかを検討することが必要。【再掲	像			とがないように、中小企業への配慮が必	択的措置義務とどう組み合わせることが
				要。【再掲】	できるかを検討することが必要。【再掲】

(3)所定労働	・短時間勤務も緊急時対応ではなく、日常的	・短時間勤務は就業時間が短くなるので、	・介護の制度の全体像として、①急性期対
時間の短縮措		会社の経営だけでなく労働者にとっても	
置等(選択的		良いとは限らない。残業免除とは異なるの	介護休業及び選択的措置義務、②が介護休
措置義務)な		では。	   暇。現在93日の期間の中で休業と選択的
ど、柔軟な働			   措置義務が一緒なのが使いづらい。働き方
き方の制度の			を調整しながら介護に対応できる制度が
位置づけにつ			重要である。今は介護休暇のみであり、選
いて			択的措置義務とどう組み合わせることが
			できるかを検討することが必要。【再掲】
(4)仕事と介	・制度に対する認知度が低いことが、利用率	・各企業における制度についての周知なら	
護の両立に向	に影響しているので、周知が必要である。	企業が行うべきであるが、介護保険制度に	
けた情報提供		関する周知は行政がまず行うべきであり、	
について	・従業員が介護休業等の制度を利用した場合	それを企業が取り込んで周知するという	
	は会社としても把握しやすいが、利用していな	形とすべき。	
	ければ把握は難しい。労働者が普段から仕事		
	と介護の両立について相談できる制度、企業		
	内の相談窓口の設置も考えられるのではない		
	か。既に努力義務となっている職業家庭両立		
	推進者の活用も今後視野に入れていくべきで		
	はないか。		

2	(1)分割取	・急性期対応や看取りのため、分割すべき。	・介護休業、介護休暇などについて、制度	・休業の期間は取得実績が少なく、現時点
介	得について	TOTAL TOTAL CONTRACTOR OF THE PROPERTY OF THE	が複雑になると、労務管理の負担が懸念さ	では期間の延長より分割が大事。
	HIC 20.C		れることへの配慮が必要。【再掲】	中小企業の負担は分かるが、1回しか取得
			11句ことへの配慮が必安。【丹梅】 	
休		・分割するにあたって、非常に短い単位で		できないと、取得を控えて状況が悪くなっ
業		取れるところもあり、取得単位や回数の設	・急性期と看取り等、異なる時期に一定期	て退職ということも考えられる。分割でき
制		定にあたっては柔軟に対応できるよう検討	間の休業が必要となる可能性があるが、法	ることによって必要な時に休んで体制整
度		すべき。	律は最低限の基準を決めるものであるの	備を行うことにより、両立が可能になる。
1=			で、取得回数の限度は設けるべき。	ただし回数は多すぎないように設定すべ
つ		・休業のニーズの例(急性期対応(介護の		き。
い		初期)や看取りの時期(介護の終期)、介護		
て		施設間の移動、病院への入退院、要介護者		
		の状態が大きく変化した場合等)は妥当。		
		   ヒアリングでも主介護者の体調不良や在宅		
		│ │から施設へ移る時や、介護の状況の悪化な		
		│ │ ど複数の場合が考えられるので、急な状態		
		   変化の回数を1回に限定して考えるべきで		
		はない。		
		155 55 0		
		│ │・最低取得単位は現行1日単位で取得でき		
		る企業もあるのでそのようにするべき。		

# いて

- (2)休業で│・国家公務員の介護休暇・短期介護休暇制│・自分で直接介護をすると離職につながる│ きる期間につ│度は民間より柔軟で、拡充されている。今 後の議論の参考とすべき。【再掲】
  - ・制度導入時は施設入所までの期間を93 日としていたが、脳血管疾患では在宅介護 の期間4フヶ月というデータがあり、93 日を施設入所までの期間としても施設に入 るまでに93日を使い切ってしまうのでは ないか。
  - ・休みの期間の1回の最長は2週間という データがある一方、復職した人の調査結果 では3ヶ月以上の休業を取得した割合も3 割以上あることから復職するにはこの期間 の休業が必要なのではないか。
  - ・連合の調査によれば延長のニーズは高い。 また、施設入居が必要になった介護者のう ち約4割の人が施設に入るまでに法定93日 以上の期間がかったと答えており、1 年以 上かかった人も2割以上にのぼっている。 状態の変化、看取りのためのニーズはあり、

- 合わせの中で考えるべき。
- 休業せずに働きながら介護をできるよう にすることが重要。
- のみで考えるべきではない。
- ・延長ではなく、現状の介護休業を93日|備を行うことにより、両立が可能になる。 の中で分割ができるかどうかを検討した | ただし回数は多すぎないように設定すべ
- ・法律では最低基準を定めることとし、現 行の枠組みの中で、労使間で柔軟に協議で きることが肝要ではないか。【再掲】

- ・「介護のために1週間を超えて連続した ことから、休業期間の延長ではなく、休ま│期間仕事を休んだ日数」のデータは、介護 ずに介護できるように他の制度との組み | 休業以外の休暇等も含んでいることから、 介護の為に休むのは2週間以内というの が実態に近いのではないか。
  - 休業の期間は取得実績が少なく、現時点 では期間の延長より分割が大事。

・介護休業と他の制度との組み合わせを考 | 中小企業の負担は分かるが、1回しか取得 えるべきであり、現状の介護している期間|できないと、取得を控えて状況が悪くなっ て退職ということも考えられる。分割でき ることによって必要な時に休んで体制整 き。【再掲】

また認知症では見守りが必要。このような観点から延長を希望。

- ・自分で身体介護を行うと離職につながるという介護内容と離職の関係は示されていると思うが、休業期間と離職の関係は示されてはいない。また、「1週間を超えて休んだ日数」のデータについて、8日以上の休みを繰り返し反復して取得するのは難しく、抑制的な数字として見るべきではないか。個別のデータはいろいろな受け止めができ、様々な観点から見るべき。
- ・要介護者のほぼ半数が認知症と診断されている。施設入所を「申請中・申請予定」の人の中で、「日常生活の支障をきたす症状がある」「問題行動が見られ専門医療が必要」が全体の半数近くに達している。継続就業のボーダーラインとなる平日の介護時間は平均2時間だが、認知症は2.9時間必要となる。施設の入居が必要になった介護者のうち施設に入るまでに約4割の人が93日以上・1年以上が約2割。認知症を

かかえながら介護するのは現行の制度では 対応できない。

いろいろな制度の組み合わせで対応することもあるだろうが、対応できる柔軟な幅を 持たせた休業期間の設定が必要である。必 要であるから休むのであって、休まずに働 ける場合は働きたいと労働者は思っている ので選択できるようにするべき。

・「介護のために1週間を超えて休んだ日数」のデータについて、介護のために必要な日数の総合計が2週間以内で良いということではないことに留意すべき。有休利用の場合、1週間を超えて同じ人物が何度も休んだり出社したりを繰り返すのは職場環境的に良くない。1回しか取れないという取り控えがあることが前提となった回答となっている。

介護休業後復職した人の介護休業期間について、「3ヶ月以上」は4年間で17.7% →32.1%と増えている。介護に関わる社会的な環境変化を表している。

- ・介護休業と介護保険サービスとの組み合 わせによって介護期を乗り切る方策を考え ていることは使側と同じ認識である。介護 保険サービスは万全とは言えず、在宅介護 中心にシフトしてきている。「介護サービス を使わずに一定期間自分で介護を行うと離 職につながりかねず」に関して、労側は自分 で介護を行いたい人についての議論をして いるわけではない。離職をどう防ぐかとい うことについて発言しており、捉え方の前 提がずれているのではないか。また、この ままでは介護サービスから漏れた労働者は 離職することになるのではないか。施設に 入れない労働者については一定期間休業期 間を延長できる特例措置を導入すべきで は。
- ・全体の制度の組み合わせによって、介護と仕事の両立していくという前提は使側と同じである。分割取得ができれば、1回しか取れないという意識から取り控えも解消されるので、介護休業期間のニーズに対する現在の調査に対しては、抑制的な結果で

	あると分析できると思う。93日というキャップをはめることで、「継続就業」と「休まないこと」の両方ということを求めてしまうと、最初に目指していた目的である「継続就業」ができず、本末転倒になるかもしれないので留意すべき。		
(3)取得で きる対象家族 について			・単独介護は厳しいので、いろいろな人が 介護に関われるように対象家族は無理が ない範囲で広げていくべき。
(4)「常時介			
護を必要とする。	の状況に合わせたものとするべき。	りも、介護の現状を踏まえた上で、専門的	
る状態」の判断基準について	・判断基準の見直しは必要。要介護認定が必要だと勘違いしている人が多い。申請の際に常時介護が必要な状態だということはいちいち確認していないのが実態。実態に合わせて労使の信頼関係で取れるようにすべき。	な見地から検討するべき。	

3	(1)取得単	・スポット的なニーズに必要な制度であり、	・何らかの柔軟化については議論をしたい	・時間単位や中抜けは管理が難しいという
介	位について	例えばオムツの処理で 1 時間の休みで助か	が、中抜けは管理が難しく、時間単位は業	のは理解できるが、例えば半日単位なら1
護		る場合があり、離転職抑制効果もある。一	種業態によっては難しいので、どの企業で	O日分になり、必須ではないが、介護を円
休		方で事業主にとっても社員の就労時間が増	も適用できる柔軟化を考えたい。	滑にするためには必要な、月1回のケアマ
暇		えるので、中抜けや時間単位取得を可能と		ネジャーとの打合わせに対応できる。介護
制		するべき。	・年休のように労使の話し合いで時間単位	休暇の柔軟化がどこまで可能か、という観
度			取得できるところはよいが、介護休暇の時	点からの議論は必要。
1=		・年休も労使の話し合いで時間単位取得が	間単位取得は法律で義務化するという話	
っ		可能であり、実際に柔軟に休むことができ	であるので、全ての企業が対応できるかど	
い		ている。	うか、という観点から考えるべき。	
て				
		・労使協定による適用除外について、スポ	・時間単位は労務管理上難しい。半日単位	
		ット的な対応のための介護休暇とボリュー	についても、年休を半日単位で付与してい	
		ム的に異なる育児のための短時間勤務は同	る企業は対応できるが、そうでない企業が	
		列には語れない。看護休暇についても同様	ある現状を考えると、適用除外ができる仕	
		の認識。取得を阻害するような事例、分析	組みを設けるべきではないか。	
		はあるか。		
			・半日単位となる場合、半日以下で働いて	
		・4分の1の企業がすでに半日・時間単位	いる人は除外されるべき。	
		で利用できるようになっているので、その		
		人たちが制限されることのないようにすべ	・育児の短時間勤務制度の適用除外に例示	
		き。介護は年休がよく使われているが、年	されている人の時間単位取得は難しい。運	
	***************************************	休はすでに加盟組合で9割以上の企業が半	輸業のシフトで働いている人、窓口業務、	

	•			
		日単位で取得可能となっていることから、	流通業も時間単位の中抜けは対応が難し	
		介護休暇を使うことによって制限されない	ιν <sub>°</sub>	
		ようにしてほしい。		
			・労使協定で半日・時間単位を除外された	
		・実際の事例を聞いても介護サービスを利	者に対して、半日以上一日未満などの他の	
		用しても、家の中での介護がゼロになるわ	単位で利用させることも難しい。	
		けではないので、ちょっとした時間で使え	・半日単位が原則となった場合、半日単位	
		ることによって就業継続が可能になる。	ができないところについては、労使協定で	
			除外できる余地を残すべき。	
		・月1回のケアマネジャーとの打合せにつ		
		いて、年5日の介護休暇をうまく利用する		
		には半日単位にすれば年10回になるので		
		うまくカバーできるようになる。労使協定		
		で半日単位の取得が適用除外となるとカバ		
		一できないので、半日単位適用除外をつく		
		るのであれば、1日単位でカバーできるよ		
		うな日数に増やすべき。		
4	(1)所定労	・柔軟な働き方は日常的に利用可能な制度	・柔軟な働き方はできた方が良いが、職場	・多様な働き方にも2種類がある。フレッ
介	働時間の短縮	にするべき。	を抜けることによって、残った職場では、	クスタイムや所定外労働の免除のように、
護	措置等(選択		生産性の維持や向上、労務管理が難しい。	フルタイムで働くことからトータルの労
の	的措置義務)	・93日を超えないように取り控えること	全ての職場でやるなら法律は最低基準と	働時間は変わらないものと、短時間勤務な
た	について	もあり、短時間勤務を介護休業から切り出	し、労使の話合いの余地を残すべき。	ど労働時間を短くするもの。これらを同じ

め	
の	
柔	
軟	
な	
働	
き	
方	
の	
制	
度	
に	
つ	
い	
て	

しという要望が多い。

- ・症状には波があるので、短時間勤務が必 要な時に複数回利用できるように、事由終 了まで期間制限なしにすべき。
- 的なニーズに対応するものであるべき。【再 掲】
- 短時間勤務は身体介護のためではなく、 日常的なニーズとして、デイサービスのお 迎えの時間に間に合わせるなどのニーズで 研究会でも議論されていた。
- とすべき。
- ・短時間勤務はデイサービスの送迎など、 日常的なニーズに対応するものであるべ き。デイサービスの時間延長もされている が、実際使えているのかどうかが課題。

- は短時間勤務ではなく、残業せずにフルター イムで働くこと。フルタイムで働けるよう に介護サービスを変えていくべき。
- として介護を行うためのものであるが、長一の制度に比べると事業主にとって負担が 期間短時間勤務をして身体介護を行って一大きいという側面がある。 しまうと、継続就業につながらないのでは ないか。
- ないか。

種類のものととらえて議論するか、別の種 長時間勤務の是正は必要だが、その方法 │類のものとして議論するか、という観点が 必要。

- ・介護事由終了までの間は何らかの柔軟な 働き方が利用できるようにすべき。ただ ・短時間勤務も緊急時対応ではなく、日常│・短時間勤務はもともと緊急避難的なもの│し、短時間勤務は時間が短くなるので、他
- ・育児と介護は状況が異なる。育児は前向 き、就業継続とキャリアアップさせるも の、期間も分かるし労働者も若く体力があ ・短時間勤務を長期間できることとする │ る。介護は管理職になっていて体力も落ち と、現行、介護の負担はいまだ女性の方が一ている中、長期にわたる。今までのキャリ ・短時間勤務は男女共に利用しやすいもの│大きいことから、短時間勤務を利用して介│アを生かして働くために残業免除は法制 護を行うのが女性に偏ってしまうのでは | 度化すべきであると考えるが、 短時間勤務 は柔軟な対応のレベルを出ないのではな いか。

・短時間勤務は93日から切り出して、期間に介護が終了するまでとするべき。期間に上限を設けると休業同様に、そののちに大きな負担があるかもしれないという不安から取り控えが発生することが考えられる。基本的には介護事由終了までと多様なメニューを担保するべきだが、その上で期間について日安が必要なら、参考になる平均介護期間が出ているのでそれを踏まえ今後議論していけばよいでは。  ・選択的措置義務にすると、一部の労働者しか利用できない措置を事業主が選択する可能性がある。全ての人が利用できるものとして、短時間動務を93日から切り出して単独的措置義務又は請求権とした上で、それに加えてそれぞれの企業毎にフレックスや時差出動を選択的措置義務にするべき。 ・職場でもなかなか介護について相談できないことが多い中、多様なメニューを担保していくことが重要であると考える。				
に上限を設けると休業同様に、そののちに 大きな負担があるかもしれないという不安 から取り控えが発生することが考えられ る。基本的には介護事由終了までと多様な メニューを担保するべきだが、その上で期間について目安が必要なら、参考になる平 均介護期間が出ているのでそれを踏まえ今 後議論していけばよいでは。  ・選択的措置義務にすると、一部の労働者 しか利用できない措置を事業主が選択する 可能性がある。全ての人が利用できるもの として、短時間勤務を93日から切り出し て単独的措置義務又は請求権とした上で、 それに加えてそれぞれの企業毎にフレック スや時差出勤を選択的措置義務にするべ き。 ・職場でもなかなか介護について相談でき ないことが多い中、多様なメニューを担保		・短時間勤務は93日から切り出して、期		
大きな負担があるかもしれないという不安から取り控えが発生することが考えられる。基本的には介護事由終了までと多様なメニューを担保するべきだが、その上で期間について目安が必要なら、参考になる平均介護期間が出ているのでそれを踏まえ今後議論していけばよいでは。  (2)措置の ・選択的措置義務にすると、一部の労働者 ・業種業態や労働者も様々であるので、選択的用できない措置を事業主が選択する可能性がある。全ての人が利用できるものとして、短時間勤務を93日から切り出して単独的措置義務又は請求権とした上で、それに加えてそれぞれの企業毎にフレックスや時差出動を選択的措置義務にするべき。  ・職場でもなかなか介護について相談できないことが多い中、多様なメニューを担保		間は介護が終了するまでとするべき。期間		
から取り控えが発生することが考えられる。基本的には介護事由終了までと多様なメニューを担保するべきだが、その上で期間について目安が必要なら、参考になる平均介護期間が出ているのでそれを踏まえ今後議論していけばよいでは。  ・選択的措置義務にすると、一部の労働者しか利用できない措置を事業主が選択する可能性がある。全ての人が利用できるものとして、短時間勤務を93日から切り出して単独的措置義務又は請求権とした上で、それに加えてそれぞれの企業毎にフレックスや時差出勤を選択的措置義務にするべき。 ・職場でもなかなか介護について相談できないことが多い中、多様なメニューを担保		に上限を設けると休業同様に、そののちに		
る。基本的には介護事由終了までと多様なメニューを担保するべきだが、その上で期間について目安が必要なら、参考になる平均介護期間が出ているのでそれを踏まえ今後議論していけばよいでは。  (2)措置の・選択的措置義務にすると、一部の労働者しか利用できない措置を事業主が選択する可能性がある。全ての人が利用できるものとして、短時間勤務を93日から切り出して単独的措置義務又は請求権とした上で、それに加えてそれぞれの企業毎にフレックスや時差出勤を選択的措置義務にするべき。  ・職場でもなかなか介護について相談できないことが多い中、多様なメニューを担保		大きな負担があるかもしれないという不安		
メニューを担保するべきだが、その上で期間について目安が必要なら、参考になる平均介護期間が出ているのでそれを踏まえ今後議論していけばよいでは。  ・選択的措置義務にすると、一部の労働者 しか利用できない措置を事業主が選択する可能性がある。全ての人が利用できるものとして、短時間勤務を93日から切り出して単独的措置義務又は請求権とした上で、それに加えてそれぞれの企業毎にフレックスや時差出勤を選択的措置義務にするべき。 ・職場でもなかなか介護について相談できないことが多い中、多様なメニューを担保		から取り控えが発生することが考えられ		
間について目安が必要なら、参考になる平均介護期間が出ているのでそれを踏まえ今後議論していけばよいでは。  (2) 措置の ・選択的措置義務にすると、一部の労働者 しか利用できない措置を事業主が選択する 可能性がある。全ての人が利用できるものとして、短時間勤務を93日から切り出して単独的措置義務又は請求権とした上で、それに加えてそれぞれの企業毎にフレックスや時差出勤を選択的措置義務にするべき。  ・職場でもなかなか介護について相談できないことが多い中、多様なメニューを担保		る。基本的には介護事由終了までと多様な		
り介護期間が出ているのでそれを踏まえ今 後議論していけばよいでは。  ・選択的措置義務にすると、一部の労働者 内容について  ・選択的措置を事業主が選択する 可能性がある。全ての人が利用できるもの として、短時間勤務を93日から切り出し て単独的措置義務又は請求権とした上で、 それに加えてそれぞれの企業毎にフレック スや時差出勤を選択的措置義務にするべき。  ・職場でもなかなか介護について相談できないことが多い中、多様なメニューを担保		メニューを担保するべきだが、その上で期		
(2) 措置の ・選択的措置義務にすると、一部の労働者 ・業種業態や労働者も様々であるので、選 しか利用できない措置を事業主が選択する 可能性がある。全ての人が利用できるもの として、短時間勤務を93日から切り出して単独的措置義務又は請求権とした上で、それに加えてそれぞれの企業毎にフレック スや時差出動を選択的措置義務にするべき。 ・職場でもなかなか介護について相談できないことが多い中、多様なメニューを担保		間について目安が必要なら、参考になる平		
(2) 措置の ・選択的措置義務にすると、一部の労働者 内容について しか利用できない措置を事業主が選択する 可能性がある。全ての人が利用できるもの として、短時間勤務を93日から切り出し て単独的措置義務又は請求権とした上で、 それに加えてそれぞれの企業毎にフレック スや時差出勤を選択的措置義務にするべき。 ・職場でもなかなか介護について相談できないことが多い中、多様なメニューを担保		均介護期間が出ているのでそれを踏まえ今		
内容について しか利用できない措置を事業主が選択する 可能性がある。全ての人が利用できるもの として、短時間勤務を93日から切り出し て単独的措置義務又は請求権とした上で、 それに加えてそれぞれの企業毎にフレック スや時差出勤を選択的措置義務にするべき。  ・職場でもなかなか介護について相談でき ないことが多い中、多様なメニューを担保		後議論していけばよいでは。		
内容について しか利用できない措置を事業主が選択する 可能性がある。全ての人が利用できるもの として、短時間勤務を93日から切り出し て単独的措置義務又は請求権とした上で、 それに加えてそれぞれの企業毎にフレック スや時差出勤を選択的措置義務にするべき。  ・職場でもなかなか介護について相談でき ないことが多い中、多様なメニューを担保				
可能性がある。全ての人が利用できるものとして、短時間勤務を93日から切り出して単独的措置義務又は請求権とした上で、それに加えてそれぞれの企業毎にフレックスや時差出勤を選択的措置義務にするべき。 ・職場でもなかなか介護について相談できないことが多い中、多様なメニューを担保	(2)措置の	・選択的措置義務にすると、一部の労働者	・業種業態や労働者も様々であるので、選	
として、短時間勤務を93日から切り出して単独的措置義務又は請求権とした上で、それに加えてそれぞれの企業毎にフレックスや時差出勤を選択的措置義務にするべき。 ・職場でもなかなか介護について相談できないことが多い中、多様なメニューを担保	内容について	しか利用できない措置を事業主が選択する	択的措置義務は今まで通り事業主が選択	
て単独的措置義務又は請求権とした上で、 それに加えてそれぞれの企業毎にフレック スや時差出勤を選択的措置義務にするべき。 ・職場でもなかなか介護について相談でき ないことが多い中、多様なメニューを担保		可能性がある。全ての人が利用できるもの	できる措置とすべき。	
それに加えてそれぞれの企業毎にフレックスや時差出勤を選択的措置義務にするべき。 ・職場でもなかなか介護について相談できないことが多い中、多様なメニューを担保		として、短時間勤務を93日から切り出し		
スや時差出勤を選択的措置義務にするべき。 ・職場でもなかなか介護について相談できないことが多い中、多様なメニューを担保		て単独的措置義務又は請求権とした上で、		
き。 <ul><li>・職場でもなかなか介護について相談できないことが多い中、多様なメニューを担保</li></ul>		それに加えてそれぞれの企業毎にフレック		
・職場でもなかなか介護について相談でき ないことが多い中、多様なメニューを担保		スや時差出勤を選択的措置義務にするべ		
ないことが多い中、多様なメニューを担保		き。		
ないことが多い中、多様なメニューを担保				
		・職場でもなかなか介護について相談でき		
していくことが重要であると考える。		ないことが多い中、多様なメニューを担保		
		していくことが重要であると考える。		

- ・様々な働き方の組み合わせで仕事と介護 を両立していくにあたって、メニュー・選 択肢が限定的であれば離職防止は難しい。 期間は介護事由解消までと考えているが、 参考に出ている平均介護期間をカバーする でないけないのではないが、回 の変化なと柔軟なが、回したが、 の変化な、93日から切り出して独立し切る ことができる可能性を考えると、申し出ないが、 は会が2回というのは少ないのではないが 複数回起こり得ることを考えれば、介護体 業と同じ考え方で回数を設定すべきないか。
- ・短時間勤務は単独的措置義務にすべき。 デイサービス時間帯の都合もあり、送迎の 際などに短時間勤務はある程度有効と言え る。フルタイムで働くことが望ましいこと はわかるが、最終的に介護離職につながっ てしまうわけにはいかないので、多くの人 が働き続ける制度が必要。

(3)	所定外
の免除	制度に
ついて	

- ・そもそも残業をしない働き方が望ましい ものであるが、離転職抑制効果があるとい うデータも踏まえ、せめて介護を行う人に ついては残業免除を受けられるように単独 での措置とすべき。
- ・残業免除は単独の措置義務として介護事 由終了までとすべき。育児と介護のダブル ケアの事例も増えてくる。全ての人が介護 に従事できるような制度にするために残業 免除は単独の義務とすべき。
- ・本来残業しないというのは当たり前の働き方。最低限介護に従事している人にはこのような当たり前の働き方ができることは 妥当と思う。

・多様な働き方にも2種類がある。フレックスタイムや所定外労働の免除のように、フルタイムで働くことからトータルの労働時間は変わらないものと、短時間勤務など労働時間を短くするもの。これらを同じ種類のものととらえて議論するか、別の種類のものとして議論するか、という観点が必要。【再掲】

#### 2 多様な家族形態・雇用形態に対応した育児期の両立支援制度について

		労側委員	使側委員	公益委員
全体			・中小企業では、介護と同様に実状に応じ	
			て柔軟に対応している。現行の枠組の中	
			で、企業の判断に委ねる範囲を広くできる	
			ようにすべき。	
	(1)取得単	・子の看護休暇は男女ともに利用が進んで	・業種業態は様々であり、全ての企業での	
子	位をどうする	おり、次世代法の認定基準の中小企業の特	時間単位の導入は難しい。現在も法を上回	
子の看護休暇に	か	例の一つとなっていることを踏まえれば、	る制度の企業はあり、各社の考えのもとで	
i 法 法		今後利用の増加が見込まれる。性別役割分	取り組めばいいのではないか。	
暇		担意識の解消にも役立つものであり、柔軟		
つ		化するべき。		
いて				
		・国家公務員で導入されている育介法は民		
		間よりも拡充されており、柔軟に使えると		
		の印象。		
		・100人以下の中小企業でも36.6%	・商工会議所の調査によれば6割以上の企	
		が時間単位可能となっているため、中小企	業が女性の活躍推進に前向きで、中小企業	
		業で事務が繁雑になるため時間単位取得	でも仕事と育児の両立に柔軟に対応して	
		が難しいということは当たらない。時間単	いる。法律は現行の枠組みで最低限の基準	
		位取得を法に取り入れるべき。	とし、労使の話し合いの余地を残すべき。	

子の
看護:
休暇に
につい
いて

・現行、子が3人以上でも10日となっている。子1人につき5日にするべきで、介護休暇と同様に、限られた日数の中で実際のニーズに対応するという観点から、時間単位についても議論すべき。

・子どもの人数別休暇日数のデータだが、 平均利用日数であり、これより少ない人、 多い人もいる。年休など様々な方法で手当 てしており、伝染病は法定で何日休むのか が決まっていることなどもあることを考 えれば、子ども1人当たり5日は妥当性が あるのではないか。

・半日単位の取得について労使協定で除外できると、突発的事態に対応できない。突発的、スポット的なニーズの看護休暇と、一定期間利用する短時間勤務制度とは制度の性質が違う。安易に短時間勤務と同じ労使協定除外にすべきでない。

・子どもの人数が増えると休暇が増えるというデータだが、2人以上のケースでは、末子は未就学だが上の子どもが就学している可能性もあるデータなので、現行の制度対象を前提にすれば、3人で12.2日がらストレートに看護休暇が12.2日必要とはならないのではないか。

(2)ひとり	・データによれば、ひとり親は手当などの		 ***************************************	 
親に対する子	所得保障のニーズが高いと考えられ、まず			
の看護休暇の	は所得保障について政府で検討すべき。			
日数、育児休	・ひとり親には非正規の方が多いと考えら			
業の期間をど	れ、非正規の育休取得要件の見直しはひと			
うするか	り親にも有効である。			

### (1) 子の年 齢について、 引き上げるべ きか

小1の壁や学童保育が終了する小学校高 学年でニーズがあり、また3割の企業で小 | 学校3年生まで短時間勤務が可能となっ ているという調査結果もある。見直しにつ いて議論するべき。

- ・中学校入学始期、小学校就学前まで引き きもある
- 短時間でも働き続けることがキャリア形 成につながると言える。マミートラックな どの状況に労働者が追い込まれる運用と それにより形成される意識、モチベーショ ンを問題にすべきではないか。今後はダブ ルケアの問題で男性の制度利用も進むこ とが想定される。短時間でもキャリア形成 が積める、評価される環境が整備されれ ば、男性の利用も増えるのではないか。

- ・商工会議所の調査に6割以上の企業が女 性の活躍推進に前向きで、中小企業でも仕 事と育児の両立に柔軟に対応している。法 律は現行の枠組みで最低限の基準とし、労 使の話し合いの余地を残すべき。【再掲】
- 労働者のキャリア形成の観点から望まし 上げるべき。3歳の壁についても考慮すべ│いことではないのではないか。また、現状 女性が選択する可能性が高く、女性活躍推 進の観点からも疑問である。短時間勤務制 度の充実よりも通常どおりの勤務ができ るよう保育所や学童保育を充実させるべ き。
  - ・男性の育児休業取得率低いと資料にも出 ている。対象年齢を引き上げるのではな く、男性も育児ができるような環境を整 え、男性も女性も同じようにキャリア形成 するのが好ましいのでは。年数を引き上げ ることだけを考えると女性だけが育児に かかわっていくことになるのではと思う。

・短時間勤務が長期に渡るとキャリアに | 影響がある。日本の職場では異動を経験 しながらキャリアを形成するが、短時間 勤務をしていると異動が経験しにくく なるなど、与えられる仕事に制約が生じ る。法律で義務付ける制度を長期化して いくと、世の中がそういう仕組みになっ ていくが、短時間勤務が子育てをしてい る人にとって必要な制度だというのは 疑問。短時間勤務が措置義務化されてい るのは日本特有で他の国だと柔軟な働 き方の制度の中のひとつの選択肢。育児 をする人を短時間勤務で守っていくこ とが支援策として正しいのか疑問。子の 年齢を引き上げることよりも、残業せず に働けるようにすることや、フレキシビ リティを高めるなどの働き方改革を進 めることが重要。

- ・短時間勤務は男女ともに使える制度だ が、男性の利用が少ない理由は長時間労働│な業務を経験する、キャリア形成において が評価される文化があるから。短時間勤務│重要な時期である。女性の短時間勤務が多 で働く女性に利用が偏るのは見直すべき│い中で、年数を伸ばすことによって女性が 問題だが、制度の問題ではない。
- ・日本の長時間労働が是正されない中、就 とを考えても長くして良いのか。 業継続のためには短時間勤務が必要。
- ・育介法の議論は雇用継続を図って仕事と 育児の両立を目的としており、キャリア形 成の問題とすりかえるべきではない。平成 21年改正時の附帯決議も踏まえ、対象と なる子どもの年齢は小学校の就学前まで に引き上げるべき。

・親の年齢に相当する30代は、いろいろ 長く短時間勤務を取り続けることが女性 の活躍につながるのか。男性が利用するこ

有期契約労働者(
(派遣労働者を含む)
(派遣労働者を含む) の育児休業取得について

- (1) 有期契 約労働者の を含む)の育 児休業取得に かかる課題は 何か
- 育児休業取得の要件は正社員にはない。 (派遣労働者│業を取得して継続就業できた割合は4%│ と、正社員の10分の1である。
  - ら10年経ってもトラブルが絶えず、パン一中での要件の議論となる。 フレットなどで周知を行っていても問題 が収まらないのは要件に問題があるから であり、見直しが必要である。女性活躍の ためにも見直しを。
- 現在の要件を満たしているのに、育休を |有期契約労働者のみに要件があり、育児休│取得できないのであれば、企業側の対応も│ 含めて指導が必要。要件がわかりにくいと いうことならわかりやすくするべきであしが明らかである者のみ除外する」がわか る。一方、労働契約法で5年を超えれば有|りやすくて良いのではないか。ただし、 ・有期契約労働者に対する要件ができてか|期契約労働者は無期転換となるので、その|後条件の緩和により、復帰したときに必
- ・23の後要件がわかりにくいのでわか りやすくするべき。「労働契約期間が満 了し、かつ、労働契約の更新がないこと ず雇用契約があるという保証がなくな ることから、この点について紛争が起こ らないようにすべき。
  - ・有期の場合の育休取得については、そ もそも権利があるかどうかが論点なの で、育休の末日を起点にすると、申出が あるまで末日がいつかわからず、また、 変更も可能なため、申出や終了に係らせ るよりも、1歳到達日から考えた方が明 確になるのではないか。

児休業の取得 要件について

- (2) 有期契│・有期契約労働者は正社員と同様に雇用保│・育休は育児のために辞めないように休業 約 労 働 者 の│険を払っているにもかかわらず育休の取│を取って、その後働き続けることが前提で (派遣労働者 | 得要件がある。連合の調査によれば、有期 | あるので、育休の後、継続雇用見込みがあ を含む)の育 | 契約労働者の取得要件を緩和すべきとい | るかどうかは重要な点である。その前提の う声は7割を占めている。
  - 労働相談では、派遣社員、契約社員の方 に言われた人などがいた。
  - 働契約法第20条に抵触するのではない│定の要件は必要 か。育介法第6条における労使協定におけ 条項は撤廃すべき。

介護休業についても同様である。

・「1年の雇用継続見込み」は労使で見込 みが異なる。「更新が明らかでない者のみ 除外すべき」と研究会報告書にも記載が

- 中で現在の要件をわかりやすくすること について議論したい。
- で要件の厳しさにショックを受けた、産・育児と仕事の両立支援制度は、それを利 休・育休を取ると契約を更新しないと会社│用して継続していくことがポイントでは ないか。
- ・有期契約労働者に対する取得要件は、労□・継続就業のための休業であることから一
- る除外を規定する条項など、期間の定めに│・一部の企業で理解が進まないのは取得要 関わって育児休業の取得を妨げるような│件が難しい、それ以前に判断に迷う企業が 多いのが一因ではないかと考えている。中 小企業にもわかりやすい要件にしてほし い。

ある。有期契約労働者は更新されるか不安 を抱える中で、雇用主に見込みがないと言 われてしまえば争うことはできない。

・有期契約労働者の就業継続は綱渡りであ る。さらにひとり親となれば家計に与える 影響が大きい。保育園が確保できなければし いる。要件の見直しが必要である。

ことができても、職場に円満に復帰するこ 整備に十分に対応できていないのでは。要し 件が曖昧なためにこういうことが起きる と考えられる。

育休は子どもが1歳になるまで取れる休 業であるから、1歳を起点にし、その後の 就業継続を見るために1歳6か月として いるのではないか。

仮に、1歳6か月の要件となった場合、 6か月ごとの更新で、更新があり得る場合 失職していた、育休を取得したかったがでしは育休が取れる制度になる。育休は子ども きなかったとの声が連合にも寄せられて | が 1 歳になるまで取れる制度であるが、実 際の契約期間は1歳の前になることがあ りうる。その先の契約はあくまでも見込み ・均等室に相談しても解決できなかった例 なので、契約更新の時にトラブルが起きな もある。 例え、 均等室に相談後育休を取る | いか、 使側は懸念している。 取得を理由と して契約を更新しない場合は不利益取扱 とができたかどうか疑問が残る。均等室も│いとなるが、そうではない場合には不利益 有期契約労働者の育休取得のための環境│取扱いにならないと明確にできるかがポ イントだ。

> ・育休は1歳まで取れる制度であるからと いって、契約を1歳まで延ばすということ になってしまったら、育休の趣旨としてお かしい。あくまでも、契約期間の形のなか でトラブル無くできるかどうかというこ

有期契約労働者	
(派遣労働者を含む)の	
の育児休業取得について	

・取得要件を緩和している企業が2割存在 とを考えていきたい。 し、緩和していない企業が企業規模にかか わらず約4割存在するということが問題 である。労使にまかせるだけではなく、法 的に整理していくべきである。

・有期契約労働者は産休を取ることができ れば、そのうちの8割の人が育休を取るこ とができているというが、相談事例を見て いると、会社に産休・育休の取得を断られ 均等室に相談したところ、産休は取れたが 結局育休は取れなかったという事例があ る。育休を取得して継続就業できた有期契 約労働者は4%、育休を取得せずに継続就 業できた割合は18%といずれも低位で ある。周知は第1歩として重要だが、それ だけでは継続就業を促すような抜本的改 革にはならないということをしっかりと 受け止めておく必要がある。

有期契約労働者
(派遣労働者を含む)
の育児休業取得について

- ・自発的に辞めているので良いというわけではなく、性別役割分担意識や職場環境など、背景にも留意すべき。
- ・法の趣旨や労働契約法20条から考えると、有期契約労働者のみの要件①②③は撤廃して頂きたい。労使の見解の違いの元になる。②の見込まれることは労使の意見が食い違い、使用者側の見解だけが反映されることも多い。労働者側が意見を述べることが難しいのが現状。実際に契約更新されているなら基本的に継続雇用されているとみなすべき。
- ・3人に1人が10か月未満の育休を取得し、子が1歳になる前に復職している。育休の取得期間を基準とし、要件を設定すべき。
- ・1年にしないと、現行の第6条第1項第2号と整合しないのではないか。第6条第

		γ	 
有		1項第2号、則第7条は就業継続の可能性	
期 契		を申出からの1年間としている。有期の要	
約		件は「育休申出の日から起算して 1 年以内	
有期契約労働者		に労働契約期間が満了し、かつ、労働契約	
		の更新がないことが明らかでないこと」で	
派		あるべき。	
造			
働   者		・現状の条文、考え方としては、就業継続	
を今		の見込みは1年として制度が作られてい	
(派遣労働者を含む)		た。それが1年6か月になると、制度が大	
		きく変わってしまうのではないか。これま	
育児		で1年ということで施行されている状況	
休業		であるので、申出から1年という要件を変	
の育児休業取得に		えるべきではない	
得   に	(3)介護休	・有期契約労働者に対する取得要件は、労	
つい	業取得につい	働契約法第20条に抵触するのではない	
Ť	て	か。育介法第6条における労使協定におけ	
		る除外を規定する条項など、期間の定めに	
		関わって育児休業の取得を妨げるような	
		条項は撤廃すべき。	
		介護休業についても同様である。【再掲】	

育児休業の対象となる子の範囲について

## (1)特別養 子縁組の監護 ついてどう考 えるか

里親関係については制度を充実させるこ とが重要である。子の範囲については育介 期間中の子に「法上の子の範囲と整合性が取れる範囲が 望ましく、特別養子縁組の監護期間中の子 養護制度の在り方も含めてさらなる検討 も必要。

・里親制度は重要だが、今回は労働関係の 法律である育介法の議論である。育介法は 労働者の権利が強い法律であり、すべての 事業主が対象となるので、法律上の親子関 はこれに当てはまるのではないか。社会的 | 係にある子である実子・養子に近い方につ | いて議論すべきではないか。雇用保険で育 児休業給付が認められている特別養子縁 組の監護期間中の子と、養子縁組を前提と している養子縁組里親は、養子に準ずるも のとして議論しても良いのではないか。

- ・民法の親子関係と育介法の法の趣旨と 2つの問題。育休は雇用の継続のために 労働者に一定の権利を与え、事業主には 負担をかける制度という趣旨から改正 を考えている。人材の離職を防止、少子 化に歯止めをかけることから事業主に 負担をかけているので、実子ということ が原則であり、それに準ずる養子や特別 養子縁組の監護期間中の子は認めても 良いのでは。一方、里親は児童福祉法の 観点が強く、労使の関係を規制する法律 の問題ではなく、企業の社会貢献や児童 福祉行政で対応していくべき問題なの ではないか。
- ・育介法は全ての事業主に適用される最 低基準で強いものなので、法律上の親子 関係を前提として考えなくてはいけな い。里親の意義は理解できるが、法律上 の親子関係と言えるのかという点から 検討すべき。全ての事業主が受け入れら れるという観点から、特別養子縁組の監 護期間中の子は雇用保険の育児休業給

育				付が支給されることからみても対象の
児休				子に入るだろう。
業				養子縁組里親も親子関係に近いと思う。
め   対				里親制度の中でもどれを対象にするか
象   と				についてもしっかり議論すべき。
なる				
育児休業の対象となる子の範囲に	(2)里親に	・里親関係については制度を充実させるこ	・里親制度は重要だが、今回は労働関係の	・育介法は全ての事業主に適用される最
範	ついて、養子	とが重要である。子の範囲については育介	法律である育介法の議論である。育介法は	低基準で強いものなので、法律上の親子
囲に	縁組里親、養	法上の子の範囲と整合性が取れる範囲が	労働者の権利が強い法律であり、すべての	関係を前提として考えなくてはいけな
つい	育里親(その	望ましく、特別養子縁組の監護期間中の子	事業主が対象となるので、法律上の親子関	い。里親の意義は理解できるが、法律上
いて	一類型として	はこれに当てはまるのではないか。社会的	係にある子である実子・養子に近い方につ	の親子関係と言えるのかという点から
	専門里親)及	養護制度の在り方も含めてさらなる検討	いて議論すべきではないか。雇用保険で育	検討すべき。全ての事業主が受け入れら
	び親族里親が	も必要。【再掲】	児休業給付が認められている特別養子縁	れるという観点から、特別養子縁組の監
	あるが、どう		組の監護期間中の子と、養子縁組を前提と	護期間中の子は雇用保険の育児休業給
	考えるか		している養子縁組里親は、養子に準ずるも	付が支給されることからみても対象の
			のとして議論しても良いのではないか。	子に入るだろう。養子縁組里親も親子関
			【再掲】	係に近いと思う。里親制度の中でもどれ
				を対象にするかについてもしっかり議
				論すべき。【再掲】

#### 3 妊娠・出産・育児休業・介護休業をしながら継続就業しようとする男女労働者の就業環境の整備について

				労側委員	使側委員	公益委員
就	に		(1)マタハ	・上司の発言や社内環境、雰囲気によるマタ	・マタハラ・パタハラを防止するための措	・マタハラ、パタハラについて均等法第
業環	つい	妊 娠	ラ、パタハラ	ハラがあり、3割がマタハラを受けているとい	置について、何らかの対策を検討すること	11条のような対応を考えるという基
境の	て		を防止するた	うデータもある。事業主だけでなく、労働者間	については異論はない。マタハラがセクハ	本的な方針は妥当。一方でセクハラは性
整	育	産	めの措置につ	の嫌がらせを防止する必要がある。	ラと異なる点として、妊娠・出産に対する	的な言動、マタハラ、パタハラは言動の
就業環境の整備に	育児休業	寺 を	いて		配慮をしたことがハラスメントとならな	性質は問題にならず、環境型のセクハラ
つい	業 •	しな		・セクハラの防止規定が参考になると考えて	いように整理が必要である。	では次元が異なり、措置義務を考える上
て	介羅	がた		おり、防止措置の内容はセクハラ防止規定と		で法的な理屈の整理が必要。
	介護休業を	継続		重なることが多いのではないか。	・何をもって法違反とするのか分かりやす	
	来 を	統 就			いものにしてほしい。	・妊娠・出産と育児・介護は異なる問題
	しな	業 I		・マタハラは国内外で大きな問題であるので		であるので、女性の問題と、育児・介護
	が、	よ		実効性のある施策が必要である。		の問題は分けて議論すべき。
	しながら継続就業	کے				
	続就	する		・附帯決議にある、あらゆるハラスメントに一		・防止措置の対象は、必ずしも均等法6
	業	女性		元的に対応、という方向性も大変重要。パワ		条で禁止される行為類型には限られず、
	よ	労		ハラ対策等の良いところも含めて議論すべ		また、同法9条3項や育児介護休業法1
	と	働 者		き。		O条に該当する不利益取扱いの主体に
	する	の対				は限られないという整理を確認すべき。
	しようとする男女労働者の	出産等をしながら継続就業しようとする女性労働者の就業環境の整備				
	分	琛 境				
	働者	の 整				
	ō	備				

・嫌がらせ、パワハラなどとの複合的な問題	・育介法で派遣先に義務がかかっていな
となっていることもあり、これらの問題を一元	いのは、当初、育介法の守備範囲が今の
的に対応する必要がある。	ように広くなかったという歴史的背景
	があり、現在では派遣先に義務をかける
・派遣先から不利益取扱いを受けたとする者	合理的な理由がある。
が多い調査結果となっているので、派遣先に	
も防止措置を義務づけるべき。	・防止措置は、不利益取扱いとは別に、
	セクハラ規定の後ろ、母性健康管理の前
	か後ろに置くのが自然。9条3項とは別
	の規定になるのではないか。

つ /	<b>_</b>	(2)男性の	・男性の育児休業の取得促進は、これまで	
い育て児	了 妊 1. 娠	育児休業取得	の法改正では常に周知の重要性が強調さ	
付業	<b>大</b>	促進について	れてきた。しかし、思うように効果が上が	
1 A	産の金		っていない。啓発を各企業で措置すべき内	
詩	i を i を		容とすることを提案したい。	
1/1   業	したな			
もし	とがら		・会社からの個別具体的な働きかけや、休	
なった	総に		職に対する不安のケアの取組が重要。セク	
77	就就		ハラのように一定の指針や措置義務を検	
いていて、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では	₹まし		討するべき。	
京業	t よ き う			
	ــا			
45	、 う る			
ਣ   ਰ	: 女 · 性			
日	労働			
<b>4</b>	者の			
負	が就			
₹	新 第 3 環			
京学	は境			
環	整整			
こようとする男女労働者の 家業環境の整備に	<b>腎型に等 ト養に食べている 悪売れた こうここう まてがゆぎつ 枕に最もつを妊娠・出産等をしながら継続就業しようとする女性労働者の就業環境の整備につ</b>			
整備	をつい			
15	゠゚゙て			

		労側委員	使側委員	公益委員
育	(1)育児	・テレワークは評価できる部分もあるが、	・すでに導入している企業もあり、育児・	
育 児 期	期・介護期の	仕事と私生活の切り分けが困難な部分が	介護に限らず、多様な働き方の選択肢の一	
•	テレワークと	あり、また労働災害の問題もある。政府内	つである。厚労省で行っているテレワーク	
護	いう働き方に	でもまだテレワークの定義が統一されて	普及事業の好事例を紹介する等、テレワー	
介護期のテ	ついてどう考	いない。引き続き検討していくことで良い	クに対する懸念を払拭することが重要だ。	
テレ	えるか	のではないか。		
Ź				
<u></u>				
クについ				
いて				